

# 平成20年度事業計画

『個』が光るイノベーション～人・企業・地域の新たな創造～

平成20年3月19日  
日本商工会議所

## 【基本方針】

わが国経済は、全体的には回復基調にあるものの、それは依然として主に外需に依るものである。こうした中で、地域間や企業規模間等の格差が拡大しており、中小・小規模企業には厳しい状況が続いている。また、最近では、原油、原材料価格の高騰が企業経営を大きく圧迫しており、特に価格転嫁が困難な中小企業に深刻な打撃を与えている。また、サブプライム問題が世界の金融市場に影響を及ぼし、米国等の経済の先行きに不透明感があり、わが国の株価も年初来、大幅に下落を示している。さらに、個人消費にも減退の動きが見られ、景気の先行きを懸念する声が、地域において高まってきている。

こうした中で、わが国経済が真の意味での回復を果たし、持続的な経済成長を図るためには、わが国経済の屋台骨を支える中小企業を活性化し、中小企業全体の底上げを図りながら、元気な企業をさらに増やしていくことが必要不可欠である。

一方で、少子高齢化、経済のグローバル化、情報化、ニーズの多様化等、企業を取り巻く環境は急速に大きく変わってきており、また、地域においては地方幹線道路等の整備促進をはじめ、にぎわいのあるまちづくりや地域コミュニティの再生、地域資源を活かしたブランドづくりや観光の振興等、幾多の重要な課題に直面している。

以上の認識に立ち、平成20年度においては、日本商工会議所と全国の商工会議所とのネットワークをさらに強固なものとし、政策実現力を一層強化するとともに、各地商工会議所、会員企業、そこで働く人々のイノベーションを促進し、「勇気ある挑戦」を絶え間なく引き起こし、「個の光」を存分に輝かすことを目指す。そのため、日本商工会議所自らも勇気を持ってイノベーションに取り組む。

こうした基本方針を踏まえ、日本商工会議所は、これまで各地商工会議所と連携して行ってきた「中小企業の活力強化」と「地域の活性化」に向けた事業を引き続き実施するとともに、以下の重点活動テーマについて3ヵ年の中期行動計画を策定して取り組むこととし、平成20年度においては、下記の諸事業を強力に推進する。なお、計画の実施にあたっては、検証・評価を行い、絶えず必要な改善を図っていく。

## 【重点活動テーマ】

### ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

経済のグローバル化、情報化、ニーズの多様化など、経済社会が大きく変化する中で、個々の企業が機動力や探究心を持って、独自の強みを存分に発揮できる自由で活力ある経済社会を構築すること、また、個々の企業で働く従業員が生き生きとその能力を発揮することが、日本経済の活力向上につながるものと考えられる。

そうした経済社会の構築に向けて、地域経済・中小企業の実態を踏まえ、わが国経済社会の持続的発展と国際競争力の強化を図るため、わが国が直面する種々の重要課題に関し、国や自治体に取り組むべき施策を、政府・与党をはじめとする要路に、全国商工会議所ネットワークを活用して迅速・的確な政策提言を行い、その実現を図る。特に、景気の先行きは必ずしも楽観できる状況にはない中、日本経済が決して後退することのないよう、適時適切な経済・財政政策の実施に向け、全国各地の意見を踏まえた積極的な提言活動を行う。

### ．中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の生産性向上を図り、活性化を促進するため、創業・経営革新、事業承継円滑化、人材育成・確保、金融対策等の諸施策の実施を通じて、企業の経営課題に対してきめ細かく対応する各地商工会議所の活動を支援する。

### ．急速に進む国際化・グローバル化への対応

自由貿易体制の深化に対応するため、WTO交渉や新たな経済連携協定（EPA）に関わる取り組みを強化することにより、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進するとともに、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

また、地域発のジャパンプランド創出への支援等を通じて、日本の国際的な存在感を高めていく。

### ．ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

ITを活用した中小・小規模企業の経営力向上を図るため、大企業に比べて遅れがちな情報通信技術（ICT）の効果的な活用を支援し、中小企業等の生産性向上と電子政府・電子自治体への対応を促進する。

### ．中小企業の人材育成・確保

少子高齢化により就業人口が減少する中で、わが国が成長力を強化し経済成長を持続していくためには、人材能力を高め、一人当たりの生産性向上を図ることが必要である。このため、「産業人材小委員会」等での検討を踏まえ、中小企業の人材育成・確保に資する支援策を講じる。

### ．地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、産業観光等の新しい切り口による観光振興への取り組みや、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化に向けた取り組みを支援する。

## ．地球環境問題への対応

地球温暖化対策については、京都議定書における第1約束期間の初年度となることから、ポスト京都議定書への対応と併せ、環境と経済を両立させた持続可能な社会の実現に向けて、「環境小委員会」で検討のうえ、適宜、提言等を行うとともに、各地商工会議所との連携のもと、地域における地球温暖化対策の推進を図り、特に、中小企業による取り組みを支援する。

## ．新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図るため、広報活動の積極展開、各地商工会議所の組織運営・諸事業活動等の積極的な支援に努める。

## 記

## ．国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

1．現場に立脚した活動を推進し、「『個』が光るイノベーション」の実現を目指す中で、全国の商工会議所の総合調整機関としての機能を十分に果たすことができるよう、次の諸会合や媒体等により日本商工会議所会頭と全国の商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。

(1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会、会員総会での活発な討議

(2) ブロック総会等の機会を活用した各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との意見交換の実施

(3) 「日商ニュースファイル」、「Eメール通信」、「石垣」、「会議所ニュース」等による情報提供

(4) 各地商工会議所の協力によるL O B O調査、四半期毎の地域の経済動向分析等、各種調査・アンケート等の実施とフィードバック

2．日本商工会議所が、今後、重点的に取り組む計画であると同時に、各地商工会議所が中小企業支援や地域活性化等の諸事業に取り組む際の「道しるべ」となる、向こう3カ年の「商工会議所 勇気ある挑戦 中期行動計画」(仮称)を策定する。

平成20年7月に「商工会議所役員・議員セミナー」(仮称)を開催し、上記「中期行動計画」(仮称)を発表するとともに、各地商工会議所においても、それぞれの地域事情や中小企業の多様化したニーズにきめ細かく対応していくため、行動計画を策定するよう促す。

3．L O B O (早期景気観測)調査の調査対象地域や数の拡大等、調査内容の充実および広報の改善を図るとともに、新たに四半期毎に地域の経済動向の把握に努める。これらを通じて地域経済情勢・景気動向の迅速かつ的確な把握に努め、日本経済が決して後退することのないよう、適時適切な経済・財政政策の実施に向け、全国各地の意見を踏まえた積極的な提言活動を行う。

4．わが国の持続的な経済成長を確かなものとし、日本経済の活力強化と国際競争力の向

上を実現するため、委員会・小委員会等において、わが国の経済運営に関する意見集約を図り、その実現に向け提言・要望活動を行う。また、わが国の中長期的な国家政策、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題等について、「政策委員会」において調査・研究を行い、適時適切な提言・要望活動を行う。なお、当面は、持続可能な社会保障制度改革のあり方、特に基礎年金国庫負担部分の扱いについて検討を行う。

5．経済のグローバル化の急速な進展や、本格的な人口減少・高齢化時代に適応しつつ、産業競争力の強化や活力ある地域経済社会を実現する観点から、今後、検討が予定されている、消費税等を含む税体系の抜本的改革について調査・研究を進め、「税制小委員会」等を中心に多方面から検討を進める。特に中小企業の活力強化にとって望ましい税制の実現に向けた提言・要望活動を行う。

6．わが国経済の発展の基礎である中小企業に一層の活力をもたらすため、商工会議所の中小企業支援事業の課題と今後のあり方、中小企業の創業・経営革新支援策ならびに事業再生支援策等の諸施策について、「中小企業政策小委員会」において調査・検討を行い、提言・要望活動を行う。

7．地域の中小・零細企業の視点から、最低賃金の中長期的な引き上げや、ワーク・ライフ・バランスの実施にともなう労働時間短縮をはじめ、政府において検討が進められている労働関連法制等の見直しについて、「労働小委員会」において検討し、提言・要望活動を行う。また、中小企業の経営実態を無視し、企業の活力や国際競争力を削ぐような法令による規制が安易に行われることのないよう、審議会等の場を通じて働きかける。事業主100%負担である雇用保険二事業については、厚生労働省の懇談会等において、廃止を含め徹底的な見直しを実現すべく主張していく。このほか、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。

8．「外国人労働者小委員会」において取りまとめる研修・技能実習生制度に関する提言の実現を、政府はじめ関係方面に働きかける。また、同小委員会で「アジア人材資金構想」の活用による留学生の就職支援など、専門的・技術的分野における人材の受け入れや、わが国で不足が予想される分野における人材の受け入れなど、外国人労働者の受け入れのあり方を検討する。

9．中小企業に係る適正な取引の推進に向けて、「取引適正化小委員会」において、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などにおける不公正取引等に対する実効ある対策や「業種別の適正取引の推進のためのガイドライン」の有効活用などについて、引き続き検討し、真に効果があがるような制度の構築や対策の実施等について提言・要望活動を行う。

このほかの企業活動に関連する法律等についても、政府における制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、企業活動の実態に即した制度・環境整備を実現すべく提言・要望活動を行う。

10．今後のわが国財政は、社会保障経費や巨額債務に対する利子支払い等の増加によりさらに厳しい状況が見込まれる。「地域活性化に資する真の地方分権の実現」や「民間活力を有効活用した効率的な行財政システムの構築」等のために必要な行財政改革（地方分

権や道州制のあり方、公務員改革、規制改革、民間開放の実践的手法等)について、「行財政改革小委員会」において調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

11. 地域間格差の是正や地域活性化および国全体の成長力強化のため、地方幹線道路等をはじめとした社会資本の早期整備が実現するよう、政府の動きを注視しつつ、「幹線道路網の整備促進に関する特別委員会」等において、必要に応じて検討を行う。

12. 国民の将来への安心確保のため、信頼性の高い持続可能な社会保障制度の再構築が必要不可欠である。国民や企業の負担の限界等も勘案し、非効率な徴収や給付システムの抜本的な見直しも含めて、基礎年金改革のあり方、医療および介護保険制度のあり方等、社会保障制度全体について、「社会保障小委員会」において一体的かつ総合的に調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

13. 少子化対策や国民健康づくり運動の推進、体育・スポーツ振興、ボランティア活動等国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について、情報収集・提供等を行う。特に、少子化対策については、官民一体での子育て支援を推進する国民運動の展開を支援するとともに、中小企業における仕事と子育ての両立支援のあり方等について、「国民生活委員会」において調査・研究を行い、適宜、提言・要望活動を行う。

14. 教育基本法改正を受け、これまでの教育に関する提言に基づき、将来の日本を担う人材育成のあり方等、教育問題全般について「教育小委員会」において調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。特に、地域経済社会の発展を担う商工会議所は、社会総がかりでの教育再生の中核として、地域における教育力の強化に向けた支援活動のあり方等について検討し、情報収集・提供等を行うとともに積極的に取り組む。

15. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について、「会議所ニュース」、「石垣」を通じ幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、引き続き会頭記者会見等、マスコミに対するパブリシティ活動の一層の充実を図るほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を当所ホームページ上の「ニュースライン」に掲載する等、インターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

### ・中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

1. 政府は、経済活力の維持・増進に向けて、開業率(3.5%)の向上と廃業率(6.1%)の低下を図る施策を推進するとともに、「中小企業生産性向上プロジェクト」において、平成21年度末までに、1万件の中小企業の経営革新の取り組みへの支援を目指している。日本商工会議所としては、各地商工会議所の協力を得ながら全国で開催する創業塾、経営革新塾について、カリキュラムの充実、受講者へのフォローアップ支援の強化を通じて、地域中小・小規模企業の創業・経営革新への実際の取り組み件数の増加を目指す。また、各地商工会議所の支援活動の一助となるよう、創業・経営革新事例集

を作成し、提供する。

2．政府は、「中小企業生産性向上プロジェクト」により、平成21年度末までに、合計で中小企業80万社の生産性向上に向けた前向きな取り組みの創出を目指している。

こうしたことを背景に、政府において、平成20年度から「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」(中小・小規模企業の経営課題に対し、その底上げを図るため、応援コーディネーターを配した経営支援拠点を整備するもの)が実施されることを受けて、日本商工会議所としては情報提供、連絡会議の開催等により、拠点となる商工会議所の事業の受託・実施を支援し、地域中小・小規模企業の経営力の向上、創業・再チャレンジの促進、事業承継の円滑化を図る。

3．中小企業の事業承継の円滑化に関し、事業承継税制の抜本拡充については、平成20年度の税制改正大綱等において決定された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の平成20年10月施行の実現に向けて、要望・陳情活動をさらに推進する。さらに、平成20年度から「事業承継支援センター」(後継者育成セミナーの開催、相談窓口の設置、専門家の派遣、開廃業マッチング等の実施)が全国(約100カ所)に設置されることを受けて、情報提供等により、拠点となる商工会議所における同事業の受託・実施を支援する。

4．「企業等OB人材マッチング事業」を抜本的に拡充・発展させ平成20年度からスタートする「新現役チャレンジ支援事業」(企業等OB人材<新現役人材>の持つ知識・ノウハウを地域・中小企業にマッチングし、その人材需要を満たすもの)について、情報提供等により事業実施商工会議所を支援するとともに、人材不足問題を抱える地域中小企業の経営課題解決の一方策として、全国の商工会議所に事業の積極的な活用を促す。

5．下請取引について、「取引適正化小委員会」での検討を踏まえ、「下請かけこみ寺」との連携も図りながら、「業種別の適正取引の推進のためのガイドライン」の普及・浸透、相談対応の強化等により、取引の適正化を推進する。

6．中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、中小企業金融に関する動向を把握する実態調査等を行うとともに、「金融小委員会」において、適宜「中小企業政策小委員会」と共同で、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資や企業間信用について研究を行い、必要に応じ要望活動を行う。とりわけ電子記録債権はこれまでにない債権であり、中小企業にとって安価で使い勝手のよいスキームとなるよう関係機関に対し働きかける。

また、セーフティネット貸付・保証等の普及・推進に努めるとともに、政策金融改革の進捗等について情報提供を行う。

7．小企業等経営改善資金融資制度(マル経)の改正を受けて、改正内容の周知に努め、より多くの小規模事業者の経営改善が図られるよう、マル経の一層の活用を促す。また、マル経制度の普及・推進や事故・不正防止を図るために、研修会を開催する。

8．地域中小企業の事業再生の促進を図るため、政府の「中小企業生産性向上プロジェク

ト」では、各地商工会議所等が運営を担う「中小企業再生支援協議会」について、各地協議会における常駐専門家の増員等により、平成21年度までに、平成19年度比で中小企業の再生案件の処理能力強化を目指している。このため、「中小企業再生支援全国本部」への助言や情報提供等を通じて、各地協議会の機能強化を支援するとともに、全国の商工会議所に協議会の一層の活用を促す。

9. 各地商工会議所による経営安定特別相談事業の実施を、情報提供等を通じて支援するとともに、災害等の発生を受けての各種特別相談窓口の迅速な設置や相談対応の充実を図る。また、日本商工会議所がインターネット上に開設している「倒産防止特別相談室関連データベースシステム / Web版」の利用を推進する。さらに、中小企業倒産防止共済制度の見直しや、中小企業者向けのBCP（緊急時企業存続計画）策定の普及・推進について、中小・小規模企業のニーズを踏まえた対応を図る。
10. SBIR（中小企業技術革新制度）に基づく、技術開発や商品化等を支援する国の補助金・委託費等の中小企業への支出機会の増大を図るため、政府等への要望活動を行うほか、関係団体で組織する「SBIR推進協議会」による中小企業向けの「SBIR推進セミナー」の開催等を通じて制度内容等を周知し、地域中小企業の技術革新への取り組みを促す。
11. 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関との間のコーディネーター役を積極的に果たせるよう、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報提供等を行う。
12. 各地商工会議所職員の資質向上に資するため、中小企業・小規模事業対策に携わる職員を対象とする会議・研修会・セミナーを開催する。また、平成16年度に経営指導員向けに開発したeラーニングによるWeb研修システムの一層の改善と普及を図る。
13. 三位一体改革による税源移譲により、多くの地域において小規模事業対策予算が削減される中で、各地商工会議所の小規模事業対策予算の十分な確保に向けて、日本商工会議所としては、政府、全国知事会等に対し引き続き要望活動を行うとともに、予算や予算確保の取り組みに関する情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を積極的に提供していく。また、「政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所連絡会議」を実施し、主に小規模事業対策補助金の予算化状況について意見交換を行うとともに、必要な情報の提供や活動事例発表等を行う。
14. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業が、知的財産権を容易に創造・取得・活用できる環境の実現に向けて適宜、提言・要望活動を行うとともに、各地商工会議所や他の知的財産関係団体と連携し、中小企業等に対し知的財産に関する普及・啓発に努める。

また、各地商工会議所の協力のもと、知的財産に関する相談を受け付け、各専門支援機関に取り次ぎを行うなど知的財産に関する相談対応の強化を図り、地域中小企業の知的財産の活用による事業展開等を促す。

15. 「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月公表、年1回程度一部改正)について、中小企業の実態に適合した範囲内で、日本税理士会連合会等関係3団体と共同で継続的に内容の見直しを行うとともに、同指針の中小企業への周知・普及に努める。
16. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、容器包装リサイクル制度の普及・啓発活動を展開する。
17. 企業の個人情報漏えいリスクの備えとなり、個人情報管理体制の向上を支援する「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。
18. PL(製造物責任)保険制度をより充実させるとともに、同制度への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。
19. イノベーション(勇気ある挑戦)に取り組む中小企業経営者等を光り輝かせ、より多くの革新的な取り組みを促進するため、各地商工会議所における表彰・顕彰制度の創設・活用の啓発・支援を行う。

#### **急速に進む国際化・グローバル化への対応**

1. 資源・エネルギー・食料の確保、新興市場への参入の観点から重点地域を設定し、日本の国家戦略や日本企業のビジネス・ニーズに則した活動を機動的に行う。  
このため、会頭を団長とするハイレベル・ミッションや、新興市場の投資環境等の調査・研究を行う実務型ミッションの派遣のあり方について見直しを行うとともに、諸外国からの経済ミッションの受け入れ等を通じ、経済交流の促進を図る。
2. 自由で円滑な国際ビジネス環境の維持・拡大のため、WTOやアメリカ、EU等の大規模市場国との新たな経済連携協定(EPA)等、通商政策の動向に係わる調査研究を「国際貿易・投資研究会」等において行うとともに、二国間経済委員会等と連携し、オーストラリア、インド等とのEPAの早期締結に向けて支援を行う。
3. 多国間・二国間経済委員会の活動がさらに積極的なものとなるように、事業内容および組織のより一層の拡充・強化を図る。また、在外日本人商工会議所、海外の主要な商工会議所、在日外国商工会議所等とのネットワークを十分に活用することにより、各地商工会議所・経済団体等の海外視察に伴う協力やビジネスマッチングなど、日本企業のビジネス環境の整備、ビジネス・チャンスの拡大に資する。
4. インド、中国等の重要関心国におけるビジネス環境調査の実施や、海外投資や知的財産権の保護等に関するセミナーの開催、個別相談事業の拡充等を行う。また、各地商工会議所が、日本貿易振興機構(JETRO)等の公的専門機関を活用して中小企業の国



際ビジネス支援を効果的に実施できるよう、これら専門機関との連携を強化する。

- 5．アジア地域の経済開発は、均衡ある発展、雇用促進等の観点等から中小企業の育成が喫緊の課題となっている。また、アジア各国の商工会議所では、中小企業施策や指導・育成について日本の事例に学ぶことで、こうした課題の克服を目指している。このため、日本商工会議所は、財団法人海外技術者研修協会（AOTS）等との協力のもと、各国へ専門家を派遣するとともに、各国の商工会議所職員を対象に日本での研修を実施するなど、アジア地域の人的ネットワークの形成を支援する。
- 6．中小企業の国際ビジネスを効果的に支援するため、「中小企業国際ビジネス小委員会」において調査・研究を行い、適宜、提言・要望活動を行う。また、日本商工会議所において中小企業国際化支援のための相談体制を充実させる。
- 7．EPAに基づく特定原産地証明書の発給手続きを、経済産業省と協議のうえで簡素化を図り、併せて、汎用性のある発給システムを改めて構築し、長期的観点から、維持管理費や対象国の追加の際に必要な開発経費の削減を図る。また、新たな国・地域とのEPA交渉の進展を踏まえつつ、適正な特定原産地証明書発給業務に関する調査・研究を行う。
- 8．地域発の海外向け製品のブランド力育成・強化を狙う「JAPANブランド育成支援事業」に取り組むことにより、地域の輸出力の強化を支援する。また、インバウンド・アウトバウンド観光の先進事例の収集・情報提供等により、国際的にも魅力ある地域づくりを支援するとともに、外国人旅行者の長期滞在化の促進等、地域における国際観光ビジネスの振興を支援する。  
また、外国人との異文化共生・相互理解など、内なる国際化について普及・啓発に努め、地域のグローバル化を支援する。
- 9．平成20年6月に予定されている2016年オリンピックの立候補都市決定に向けて国内の機運を盛り上げるとともに、立候補都市決定後は、各地商工会議所との連携により、招致の実現に努める。

## **．ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応**

- 1．ITを活用した中小・小規模企業の経営力向上を図るため、大企業に比べて遅れがちな情報通信技術（ICT）の効果的な活用を支援し、中小企業等の生産性向上と電子政府・電子自治体への対応を促進する。
  - (1) 政府において、小規模企業の経営力向上を支援するため、小規模企業の経営情報等をデータベース化し、「小規模企業経営支援情報システム」（仮称）を構築するとともに、小規模企業が、インターネットを通じたソフトウェアを活用して、自社の財務会計の整備等を行う場合に、金融支援を行うことが検討されている。また、政府の「中小企業生産性向上プロジェクト」では、平成21年度末までに、約30万社の小規模企業等がITを利用した財務会計整備等の経営力向上に取り組むことを目指している。

こうした動きを受けて、小規模企業自らが活用しやすいシステムの設計や商工会議所の業務システムとの連動といった環境を整備するとともに、システム構築後の活用を通じて小規模企業金融の円滑化を支援する。

- (2) 電子政府・電子自治体の進展に対応し、平成22年までに電子申請率50%以上の目標達成に向けた取り組みを支援する。このため、電子証明書（ビジネス認証サービス）のさらなる普及促進を図るとともに、全国自治体での電子入札や中小企業の電子申告等への取り組みに合わせて、適宜、中小企業を対象とする電子認証やネットセキュリティ等に関する説明会・操作研修会を開催し、現場での円滑な対応を支援する。併せて、省庁間のシステムがワンストップ化され、ユーザーである中小企業者等にとって使い勝手の良い電子政府・電子自治体の仕組みとなるよう、必要に応じ提言・要望活動を行う。
  - (3) 政府は、「中小企業生産性向上プロジェクト」において、中小企業の実産性向上とITの活用による経営力の向上のため、「IT経営応援隊事業」として、各種研修会等の開催による、インターネットを通じた財務会計等の業務支援関連アプリケーション提供の普及推進活動等を展開することとしており、その際、商工会議所の果たすべき役割に期待が高まっている。このため、各地商工会議所との連携のもと、同事業への積極的な参画等を通じ、中小企業のIT化の促進を図る。  
また、同事業を推進するため、各地商工会議所の情報担当者のITリテラシーの一層のレベルアップを行うとともに、「IT経営」の基本を理解することを目的とする「『IT経営』サポーターズ研修会」（仮称）を開催する。
  - (4) 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会、CRM協議会等の協力により、SaaS（Software as a Service）・ASP（Application Service Provider）、CRM（顧客関係管理）等をはじめとする最新の情報技術の動向、電子申請・申告、ネットセキュリティ等のIT関連知識の向上に資する標準カリキュラム・講師等をパッケージ化したプログラムを各地商工会議所に提示し、地域における中小企業のIT利活用の普及に努める。
  - (5) SaaS・ASP、地域SNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話等の普及したWEB2.0時代のビジネス環境を踏まえて、現場において中小企業の生の声に接している商工会議所職員および学識経験者等からなる「商工会議所WEB2.0研究会」を設置し、ITを利活用した地域の活性化ならびに中小企業の実産性向上の方策を検討するとともに、そのために必要な商工会議所会員サービスおよび事務局の体制整備・人材育成等について研究する。
2. 流通分野のIT化、生産性の向上を促進するため、各地商工会議所と協力したJANメーカーコード受付業務の推進と一層の普及を図る。

## ．中小企業の人材育成・確保

1．少子高齢化により就業人口が減少する中で、わが国が成長力を強化し経済成長を持続していくためには、産業人材の能力を高め、一人当たりの生産性向上を図ることが必要である。このため、以下の取り組みを通じて、生産性向上のための人材育成・確保、キャリア教育支援を図る。

(1) 政府の「成長力底上げ戦略」の一環として、職業能力形成支援から能力評価・証明、就労支援までを一貫して行い、5年間で100万人の利用者を目指す「ジョブ・カード制度」が、平成20年度からスタートする。については、同制度普及推進のために「中央ジョブ・カードセンター」を担うとともに、「地域ジョブ・カードセンター」を担う各都道府県商工会議所連合会または都道府県庁所在地商工会議所等、および制度普及の拠点となる各地商工会議所と緊密な連携を図り、円滑な事業実施に向け体制整備や運営について指導・助言、調整等を行う。また、本制度の普及を通じて地域中小企業における人材育成・確保を支援する。

さらに、同制度との連携により、各地商工会議所におけるUターン・Iターン、職業紹介、紹介予定派遣、インターンシップ、職業体験等の取り組みを支援する。

(2) 中小企業の人材育成・確保の支援に向け、「産業人材小委員会」において、商工会議所として取り組むべき課題や実施していくべき事業の具体的な取り組みおよび評価・検証の方策等について検討する。特に、今後の人材育成・確保事業の柱となる「ジョブ・カード制度」の積極的な普及推進を行うとともに、各種検定試験およびeラーニングを活用した商工会議所による人材育成支援モデル事業を構築し、その効果的な推進を図る。

(3) 各地商工会議所との連携のもと、全国約1,800カ所の学習センター（ネット試験会場等）を地域における人材育成の拠点に位置づけ、集合研修やeラーニングによるキャリアアップ教育をはじめ、各種検定試験による能力の評価・認定、さらには就業支援までをワンストップで展開することにより、地域中小企業における多様な人材育成・確保を支援する。

(4) 「日商PC検定」の一層の普及を図るため、eラーニング等による指導・学習コンテンツの提供や受験奨励プランの創設等により、教育機関等における導入・活用を促進する。また、各地商工会議所との連携により、会員企業等に対し「ネット社会に対応するデジタルな仕事術を身につけた即戦力となる人材の育成に資する資格試験」であることを積極的に周知し、活用を働きかける。

(5) 商工会議所検定試験および学習に関する企業研修への導入の働きかけをはじめ、大学等における単位認定の促進、学生等を対象とした教育講座を開設している大学生活協同組合等との連携を通じ、ネット試験・eラーニング講座の普及やIT社会に対応した実践的人材育成事業を推進する。

(6) 中小都市の商工会議所の業務・検定担当者を対象に、検定試験を核とした商工会議所が取り組む人材育成・活用事業等に関する情報提供や情報交換を行う「地方意見交

換会」をブロック単位等で開催する。

- (7) 政府の「成長力底上げ戦略」においても指摘されているとおり、サービス産業の生産性向上等に取り組むことは大きな課題である。このため、販売士制度のカリキュラムを活用し、公共職業訓練機関や大学等の教育機関と連携した職業訓練プログラムおよび高度な専門知識の修得を目指す連続セミナー等を開催し、小売・流通業における生産性向上に資する人材を育成する。

また、新科目体系による1級販売士試験の十分な周知徹底を図り、円滑な施行に努めるとともに、2級および3級試験の受験者数拡大のためのPRを推進し、販売士制度の一層の振興と発展を図る。

- (8) 首都圏の大学等との包括協定に基づく産学連携による地方出身学生を対象とする人材育成事業や地域活性化支援事業の一層の推進を図る。

また、各地商工会議所によるインターンシップ等の就職支援事業をはじめ、産業界のニーズに対応した職業能力開発セミナーやITを活用した基礎的社会人教育、地域の就職情報の拡充の方策等に対する一層の協力を行う。

- (9) 専修学校等をはじめ関係教育機関との連携を図り、専修学校等における職業能力向上に資する実践的キャリア教育プログラムの開発・実施への協力を通じ、地域における企業人材の育成を支援する。

- (10) 各種検定試験の厳正公正な施行について、研修会や説明会を含む諸会合等、あらゆる機会を捉え一層の理解促進と徹底を図り、各検定制度に対する社会からの高い信頼と評価の維持、向上に努める。

- (11) 各種検定試験の年間受験者数約80万人を目指し、マスコミ等との連携を含め、検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)、メールマガジン、ポスター、パンフレットなどの各種広報媒体・ツールを活用するとともに、毎年、統一検定試験直前の4月と9月に実施している「PR月間」を各地の商工会議所との連携のもと実施し、受験者数の拡大に努める。併せて、検定試験の指導・学習法、検定試験を人材育成に活用している事例の紹介等、各検定試験の普及につながる情報発信の強化を図る。

- (12) 各種検定試験制度の普及と振興のため、受験者、指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえ、引き続き、制度改善のための検討を行う。

また、各検定試験制度の普及と振興に資するため、「そろばん」の振興を推進している日本珠算連盟、販売士制度の普及促進に取り組んでいる日本販売士協会、数学文化の向上を目的に活動している日本数学協会との連携および組織運営に関する側面支援を図る。

## 2. ITを活用した人材育成を図るため、以下の事業を推進する。

- (1) 平成19年度より開始した「商工会議所eラーニング事業」について、各種検定試験の学習コンテンツに加え、個人や企業の多様な能力開発ニーズに対応するため、大学、民間企業等より有用なコンテンツを調達・提供するなど本格展開を図る。また、

指導者（学習アドバイザー）育成研修の実施、ヘルプデスクの設置等、学習センターとなる各地商工会議所、ネット試験会場等における円滑な事業運営を支援する。

- (2) 政府は、「中小企業生産性向上プロジェクト」において、平成21年度末までに、50万社程度の中小・小規模企業へのSaaSの普及を目標に掲げているが、中小企業においては、人材不足がIT化を阻む大きな要因となっているのが現状である。こうしたことから、実践的なIT利活用能力を持つ人材を育成・確保するため、各地商工会議所との連携のもと、「日商PC検定」など各種IT検定試験の普及、および教育・研修事業等を積極的に実施し、中小企業の情報化への対応を人材面から支援する。

### **・地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援**

1. 地域間格差の拡大傾向が指摘され、地域経済社会の閉塞感を強めている。これを是正するため、地域がそれぞれの特性を生かした地域活性化を図ることが不可欠の課題となっている。このため、「まちづくり特別委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。

(1) 人口減少・超高齢化という大きな環境変化の中で地域を活性化していくため、また、地球温暖化対策のための低炭素社会実現に向け、従来の郊外拡散型のまちづくりを転換し、都市機能を中心市街地に集約して、歩いて暮らせるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進することが必要である。このため、平成19年11月30日に完全施行となった改正まちづくり3法（中心市街地活性化法・改正都市計画法・大規模小売店舗立地法）を活用して、各地のまちづくりを強力に支援していく。

(2) 中心市街地の活性化については、「選択と集中」の考え方により、すでに32地域が中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受けている。商工会議所が主体の「まちづくりの司令塔」である中心市街地活性化協議会も90地域で設置・運営がなされ、それら基本計画の作成をはじめとする様々なまちづくりが進められている。こうした各地の動きをさらに加速するため、関係省庁・支援機関等と連携しつつ、会議・セミナーの開催、情報収集・提供を随時行っていく。

(3) 改正まちづくり3法の実効性を確保するため、その内容の周知徹底はもとより、都道府県による準都市計画区域の指定や広域調整制度の確立等計画的土地利用の実現、安易な農振除外・農地転用の回避などの対応が円滑に図られるよう、国・自治体への要望活動を全国的な運動として継続的に展開する。また、大型店と地域との共生の観点から、大型店の社会的責任・地域貢献に関し、業界団体や自治体によるガイドライン等の一層の制定促進を図るとともに、全国の商工会議所に対して実施した実態調査の結果を踏まえて、そうしたガイドライン等の実が上がるよう政府等に強くアピールしていく。

2. 観光は、消費拡大や雇用創出等、持続的な経済発展を支える有望な内需拡大策の柱の1つであり、地域の活性化と地域間格差是正を図るため、「観光専門委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を通じて、まちづくりと一体でその振興に取り組む。

(1) 政府は、平成19年1月に施行された観光立国推進基本法に基づき、同年6月、観光立国実現のためのマスタープランとなる「観光立国推進基本計画」を策定し、5年以内に、訪日外国人旅行者を1,000万人にする、国内観光旅行による消費額を30兆円にする等の基本的目標を示した。こうした動きや、今年10月に予定されている「観光庁」の発足を踏まえ、基本計画の目標の達成に資するよう、全国的な普及・啓発を行うとともに、各地商工会議所の地域資源を活用した観光振興の取り組みを強力に支援する。また、各地のそうした取り組みを資金面等で後押しする観光振興施策の拡充を国等に積極的に要望する。

(2) 観光振興をまちづくり運動として全国的に盛り上げることを目的として、平成16年度から「全国商工会議所 観光振興大会」を開催しており、今年度は、平成20年11月に南九州大会(鹿児島・熊本・宮崎)を開催する。

また、こうした観光振興のための全国イベントの機会を活用し、個が光り他の範となる観光振興を実践している商工会議所を表彰する「全国商工会議所 観光振興大賞」(仮称)を創設し、南九州大会において第1回表彰を行う。

(3) 産業観光をはじめとするテーマ別観光の推進、ホスピタリティの向上等観光客受け入れ体制整備としての人材育成など、各地商工会議所が行う観光振興の取り組みを一層支援する。また、国際的な人の交流を盛んにすることにより、日本の国際的地位の向上が図られ、かつ国内的には消費拡大による経済波及効果が大いに期待されることから、各地におけるインバウンド・アウトバウンド観光の取り組みが促進されるよう、魅力ある地域づくりを支援する。

3. 地域経済の活性化のためには、各地域がそれぞれの特色を活かすことが重要であることから、以下の事業を通じて、各地で地域資源を活用した地域産業振興の取り組みが進むよう強力に支援する。

(1) 地域の中小企業が一丸となって、地域の伝統的な技術や素材などを活かして世界に通用するブランド力の育成・強化を図る「JAPANブランド育成支援事業」の円滑な実施を支援する。こうした各地のJAPANブランド事業の推進とともに、展示会や広報活動などJAPANブランド事業全体としての取り組みを拡充する。

(2) 地域の小規模事業者が、商工会議所等とともに地域資源を活用した特産品や観光資源の開発・改良を行い、全国規模の販路開拓を目指す取り組みを幅広く支援する「地域資源 全国展開プロジェクト」(小規模事業者新事業全国展開支援事業)を円滑に実施する。また、実施地域の試作品等を一同に集めた展示会の開催や広報活動を実施する。

(3) 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に関し、セミナーや情報提供を行うなど、各地において地域資源の活用が進むよう積極的に取り組む。

4. 地域資源の活用による地域活性化、地域再生を実現するため、中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して行う農商工連携事業が全国各地で推進され

るよう、以下の事業を通じて強力に支援する。

- ( 1 ) 農林漁業団体との連携によるセミナーや先進事例紹介等の情報収集・提供を行うとともに、まちづくりの観点に立った農商工連携事業の推進を図る。
  - ( 2 ) 農商工連携関連 2 法(「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(企業立地促進法)の改正および「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」〔今通常国会で成立予定〕)に基づく税制・金融面等の各種支援措置に関する情報収集・提供を行うとともに、全国の商工会議所にそれらの積極的・効果的な活用を促す。
5. まちづくり、ものづくり、観光振興等の地域活性化に資する人材育成、情報の収集・提供を行うため、次の事業を実施する。
- ( 1 ) 各地において、まちづくり、農商工連携、観光振興および地域ブランドづくりを実践する人材育成のため、各地商工会議所役職員および関係者を広く対象とする研修会を開催する。また、包括協定を締結している大学との共催により、地域づくりに関するセミナー等を開催する。
  - ( 2 ) 地域活性化委員会、まちづくり特別委員会、観光委員会および観光専門委員会を活用して、先進的な取り組み事例等を積極的に情報提供する。また、ホームページにおいて、各地商工会議所の事業活動や政府・関係機関の各種支援策の最新情報を常時更新掲載するとともに、「まちづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」等による各種地域振興情報の発信、および、まちづくり・JAPANブランド・全国展開プロジェクトに関する各メールマガジンの配信など、各種ツールを利用した情報提供・発信を引き続き積極的に行う。
  - ( 3 ) 全国の商工会議所が取り組む地域活性化事業を幅広く展示している「商工会議所地域活性化情報センター」(カリアック(商工会議所福利研修センター)内に設置)の充実を図る。

## ・地球環境問題への対応

地球温暖化対策については、京都議定書における第 1 約束期間の初年度となることから、ポスト京都議定書への対応と併せ、環境と経済を両立させた持続可能な社会の実現に向け、適宜、提言・要望活動を行う。また、各地商工会議所との連携のもと、地域における地球温暖化対策の推進を図る。特に、各企業が自主的に策定する「環境行動計画」や、大企業との共働による対策など、中小企業の取り組みを支援する。以上の取り組みについて、「環境小委員会」において調査・研究し、適宜適切に対応する。

1．広報活動の積極展開

日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動等をPRし、商工会議所の役割や存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。

- (1) 日本商工会議所の主張や考え方、事業活動の周知を通じて商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、引き続きマスコミに対するパブリシティ活動を積極的に推進する。
- (2) 「広報特別委員会」において、各地商工会議所の広報活動の強化に資する情報の提供を行う。
- (3) イノベーション（勇気ある挑戦）に取り組む企業・地域を積極的に紹介するなど、機関紙「会議所ニュース」、月刊誌「石垣」の内容の充実を図るとともに、購読者数の一層の拡大を図る。
- (4) 全国商工会議所会頭等役員との緊密な連携を図るため、「日商ニュースファイル」（電子メールの直接送信による各地商工会議所会頭・副会頭・常議員等への情報提供サービス）を積極的に活用する。
- (5) 商工会議所の経営支援事業を利用し、経営に役立ててもらうため、日本商工会議所が制作した全国共通で利用できるテレビCMコンテンツについて、都道府県商工会議所連合会、各地商工会議所による地元テレビ局・CATVでの放映等を促進する。
- (6) 様々な分野の連載記事等を編集・配信する「所報サービス」の提供を通じて各地商工会議所における会報づくりを支援するほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報編集担当者研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の一層の支援強化を図る。
- (7) 日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日本商工会議所ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなど、インターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

2．各地商工会議所の組織運営・諸事業活動への支援等

- (1) 各地商工会議所の組織・運営の強化を図るため、各地商工会議所が取り組むビジョンや中期行動計画の策定を支援する。また、各地商工会議所の会員増強運動の取り組みを支援するとともに、現場に立脚した活動を推進し、多様化する会員ニーズへの対応を図るため、各地商工会議所が行う会員事業所訪問活動等の取り組みを支援する。
- (2) 特定退職金共済制度の法制化、適格退職年金からの非課税移換制度の導入の動向を踏まえつつ、各地商工会議所が実施する特定退職金共済制度が適切に運営されるよう、研修会の開催やイントラネット等による情報提供を通じて、制度の実施体制や運用面での改善を促す。

また、運用委託保険会社等の協力のもと、法制化後の新制度に、実施商工会議所が



円滑かつ早期に移行できるよう支援する。

(3) 「全国商工会議所専務理事・事務局長会議」において、各地商工会議所の組織・財政基盤、事業運営等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。また、「運営小委員会」において、コンプライアンス(法令遵守)の普及啓発・徹底をはじめとする各地商工会議所の運営面、事業面、法制面の諸課題等について検討し、その解決の方策を探る。また、この一環として、各地商工会議所における自然災害等への対応を支援するため、商工会議所向けのモデルBCP(緊急時企業存続計画)の策定等を検討するほか、「商工会議所向け災害補償共済制度」への加入促進を図る。

(4) 以下の事業を通じて、各地商工会議所青年部(以下、YEG)の活動を積極的に支援するとともに、日本商工会議所青年部(以下、日本YEG)の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

日本商工会議所常議員会における決議に基づき、ア．YEG未設置商工会議所における設置、イ．日本YEGへの加入、ウ．定款への位置づけ、エ．代表者の常議員会等へのオブザーバー出席の促進

YEG活動の活性化と活動ノウハウの共有を図るため、「YEG大賞」の拡充と参加拡大、および「YEG事業データベース」の充実

YEG会員の経営革新への挑戦を促すため、「YEGビジネスプランコンテスト」への参加拡大

YEGの組織運営支援のためのグループウェア「エンジェル・タッチ」の日本YEG会員YEGへの一層の普及と導入支援

YEG会員が参加できるBtoB「YEGご縁満開サイト」の一層の活用推進

YEG会員向けのメールマガジン発行

日本YEG役員OB・OGによる「二重橋倶楽部」の活動・交流支援

(5) 以下の事業を通じて、各地商工会議所女性会等(以下、女性会)の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会(以下、全商女性連)の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

日本商工会議所常議員会における決議に基づき、ア．女性会未設置商工会議所における設置、イ．全商女性連への加入、ウ．定款への位置づけ、エ．代表者の常議員会等へのオブザーバー出席の促進

「女性起業家大賞」を実施し、創業の観点から女性経営者を支援

食育をはじめ家庭における教育の重要性、仕事と子育ての両立支援等の少子化対策や環境・エネルギー問題に関する普及・啓発

女性会およびその役員・会員を対象とした全商女性連表彰制度の拡充

女性会が財団法人日本対がん協会と協調して実施するがん・生活習慣病等の予防に関する啓発活動への支援

「石垣」やホームページを通じた、全商女性連および女性会活動等の情報発信

(6) 商工会議所会員サービスの拡充および国民の健康福祉増進に寄与する社会貢献活動の一環として、財団法人日本対がん協会と連携し、各地商工会議所の協力のもと、が

んや生活習慣病等の予防に関する健康啓発普及セミナーの開催や高度ながん検診を実施する。

- (7) 中小企業向けポータルサイト「CHAMBER WEB(チェンバーウェブ)」について、中小企業の経営課題解決への一助となる情報提供媒体として広く利活用されるよう、企画・PR等の協力・支援を行い、各地商工会議所の広報活動を支援する。また、政府が進めるSaaS事業を側面支援するため、中小企業にとって有用なSaaSアプリケーションを推奨し、各地商工会議所を通じて普及を図る。
- (8) 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、Chambersカード事業、休業補償プラン等の会員サービス事業について普及促進・改善に努めるとともに、「運営小委員会」において新たな会員サービス事業の開発を検討する。
- (9) 各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため、引き続き、「商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度」への加入促進を図る。
- (10) 各地商工会議所からの事業活動・組織運営に関する相談に対し、的確かつ速やかな対応を図る。また、イントラネットの活用等により、各地商工会議所の事業・運営に関する情報収集の拡充を図るとともに、その情報提供を充実させ、各地商工会議所の事業活動、組織運営の支援を行う。
- (11) イノベーション(勇気ある挑戦)に取り組む商工会議所を顕彰するため、日本商工会議所表彰制度の利用を促進する。
- (12) 各地商工会議所の標準業務システム「TOAS」(トータルOAシステム)について、中小都市の未導入の商工会議所を中心としてASP版等の導入・運営支援を行い、商工会議所事務局の生産性向上を支援するとともに、TOAS導入済み商工会議所を対象とする教育研修を充実させる。同時に事業所管理情報の統一仕様を明示し、全国517商工会議所の情報共有の基盤を整備する。  
また、日本商工会議所職員の情報スキルの向上を図り、事務局内のIT利活用の徹底を通じて生産性向上を図る。
- (13) 「商工会議所福利研修センター(キャリアック)」を活用して、各地商工会議所の役職員を対象とした研修等の一層の充実を図る。平成20年度は、経理、検定、編集、政策・調査をはじめとする全国商工会議所の各担当者向け研修会をキャリアックにおいて実施するほか、各地商工会議所の事務局長や新人・若手職員などの階層別研修会を実施する。

以上